



ニュース・レター

N E W S L E T T E R 平成26年3月1日発行

第11号
2014.3

「^{かて}からだの糧」と「^{かて}こころの糧」

公益社団法人家庭問題情報センター専務理事 原口 幹雄

家庭問題情報センターは、家庭裁判所で人間関係諸科学を活用して、家事事件や少年事件の調査・調整等に当たっている家庭裁判所調査官が、在職中に蓄積した家庭問題に関する専門的知識や技法を、退職後は社会に還元すべきだという要請に応え、健全な家庭生活の実現に貢献することを目的として1993年3月に、社団法人として設立したものです。そして翌1994年の国際家族年には、連続セミナー「子どもがいる夫婦のための離婚セミナー」を開始し、子どもにとって、別れて暮らす親からの養育費と別れて暮らす親との面会交流がいかに大事であるかを力説し、それ以来20年にわたって、セミナーや本法人の家庭問題情報誌「ふぁみりお」においても強調し続けてきました。それは、成長する子どもにとっての養育費は「からだの糧」であり、面会交流は「こころの糧」であると考えているからです。

家庭問題情報センターは、設立間もない頃から、別れて暮らす親と子の面会交流の援助事業を行っていますが、両親が離婚してから久しぶりに父親と会った小さな男の子が、父親の背中をなで回しながら「パパだ！

ボクのパパだ！」と叫んだ姿を忘れることができません。それは「こころの糧」を得た子どもの喜びの声として相談室に響きわたりました。

平成18年度の全国母子世帯等調査によれば、子どもを引き取った母親の7割が、一人で子どもを養育監護している状況にあり、これでは、子どもを引き取った母親が経済的に困窮し、生活保護に頼らざるを得ないことにもなりかねないことが分かりました。このような実情を踏まえて厚生労働省は、母子家庭等自立支

援の一環として、平成19年度に各地方自治体の母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置することを決めました。これらの専門相談員のほか養育費の相談を行う人たちを対象に研修をし、難しい事例の相談に応じる養育費相談支援センターを東京に設置することにし、委託先を公募しました。まさに私たちが強調してきた「からだの糧」を子どもに届けるのに貢献するセンターができるのですから真っ先に応募したことは言うまでもありません。以来、毎年応募し、全国からの養育費に関する相談を受けるとともに、全国の養育費専門相談員等の方々の研修を行って今日に至っています。うれしいことに昨年、この相談に面会交流に関する相談も含まれることになりました。つまり、「こころの糧」を届けることにも貢献できるようになりました。

養育費相談支援センターは、全国の養育費専門相談員、母子自立支援員その他の方々と力を合わせて、別れて暮らす親からの「からだの糧」と「こころの糧」の両方を、子どもたちに届けることに貢献したいと思います。

しかし、一方では病気や災害等によって親を失った子どもたちがたくさんいることを忘れてはなりません。このような子どもたちにも、亡くなった父や母に代わって「こころの糧」を与えてくれる人や施策が現れることを願わずにはいられません。



シンポジウム 「子どもたちの未来を育てよう－面会交流と養育費を考える－」の概要

平成26年1月18日（土）午後、早稲田大学小野記念講堂で、養育費相談支援センター及び早稲田大学法学学術院共催によるシンポジウム「子どもたちの未来を育てよう－面会交流と養育費を考える－」が開催され、一般の方や関係機関、研究者、報道機関を含め120人が参加しました。

このシンポジウムは、平成24年度の民法766条1項の改正を契機として、面会交流や養育費確保の推進に向けて、親が離婚する子どもの最善の利益の実現を図るための制度的な諸課題について整理検討することを目的として開催されたものです。

シンポジストは、早稲田大学法学学術院教授棚村政行、元明治大学法科大学院教授若林昌子、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）面会交流援助部長山口恵美子、養育費相談支援センター長鶴岡健一、明治大学法科大学院教授・弁護士平田厚、弁護士片山登志子、東北大学大学院教授下夷美幸、政策研究大学院大学教授島崎謙治の各氏です。

シンポジウムのねらいと経緯について

◆若林氏は、面会交流の推進と養育費の確保は子どもの権利条約における子どもの最善の利益を実現する具体的な方策であり、国が責任を持って推進すべき高い公益性のあるものであって、離婚制度に関し私的領域への公的介入を控えるという議論は問題を含んでいると指摘、親の離婚を経験する子どもたちが置かれている厳しい状況を目の前にして、面会交流と養育費の確保が適切に履行されることは、親が離婚した子どもの健やかな成長を守るという意味で児童虐待防止の観点からしても極めて有効であると報告されました。

面会交流と養育費の実情－相談や支援の立場から

◆長く面会交流援助に携わってきた山口恵美子氏は、面会交流援助の継続性、適時性、流動性の意義や必要性を具体的に説明し、第三者による面会交流の援助は応急手当であって、ゴールは自分たち自身で実施できるようになることであると指摘しました。また、民間機関が援助する際の、ルールの遵守や費用の支払いなどの「契約」の重要性を強調し、FPICによる援助活動は全国的潜在的なニーズに対して「しずくの一滴」に過ぎないが、「一目でも会えればよい」といったケースなど高葛藤事例について極めて限られた人的物的環境の下で援助していることを説明し、民間に依存している援助活動の現状の早急な改革を求める切実な声があることを強調しました。

◆養育費相談支援センター長の鶴岡は、同センターに寄せられる相談事例から協議離婚における協議段階（合意形成過程）での支援を求めるニーズが高いことを指摘し、そのため義務者の所在地や勤務先の探索制度や義務者に対するガイダンスの必要性を示しました。また、養育費の算定についての批判や不満には離婚後の義務者と権利者の生活水準の格差、あるいは子どもの教育費の過重な負担に対する批判や不満が反映しており、養育費確保をひとり親家庭の貧困対策に位置づけて考える必要性に言及しました。その他、事情の変更による



増額や減額に左右されない安定した養育費の支給や実効性のある履行確保制度の必要性にも言及しました。

面会交流と養育費の支援－弁護士立場から

◆弁護士の片山氏はその豊富な実務体験を踏まえて、夫婦の離婚前、離婚後の紛争が子どもに与える影響を最小限にとどめる必要があり、そのために親子の面会交流が円滑に継続することが重要であるが、現実には子どもの養育に対する思いや、お互いに対する感情などから親も子どもも大きな不安や悲しみを持っており、心理的に苦しい状態にある親や子に寄り添って支援していく必要があると指摘。将来にわたって円滑な面会交流を実現するためには、離婚時の合意形成への支援だけでなく、離婚に至る段階での親教育やカウンセリング的な支援が重要であり、両親の感情的対立が激しくなる前の相談支援や別居中の面会交流の支援が必要であること、さらに離婚後の継続的な面会交流の実現の重要性を強調しました。

◆養育費の確保について、同じ弁護士の立場から、平田氏は子に対する親の扶養義務は子どもをつくった者の義務として、きょうだいに対する扶養義務等と比べて性質の異なる強い義務であり、民法766条1項の改正が実効性のあるものになっていくことが課題であると指摘。養育費算定表の運用については、従前の運用に比べて一定水準が確保されるようになり可視的に分かりやすくなった点はあるものの、個々の子どもの必要性に即した特別な要素を考慮することが実務に求められていると言及しました。

また、面会交流を紛争の道具にするケースや、養育費に対する規範意識が乏しいケースなどの「病理現象」に対する専門家の働きかけが必要であること、子の福祉の実現の観点から私的扶養義務が果たされない場合における迅速な公的扶助の発動が課題であると指摘しました。

面会交流と養育費の実現に向けた取組み

◆棚村氏は2011年の調査研究に基づいて、面会交流の困難性の克服について親のコミュニケーション能力の向上や適切な

子の意思の反映が必要であることを指摘し、夫婦の問題と親子の問題を切り分けて調整すること、感情的な対立や葛藤についても双方の主観的な心情に配慮して面会交流の環境づくりを支援していくことの必要性に言及しました。また、面会交流に関する諸外国の制度や運用に触れ、イギリスやドイツでは約400の面会交流支援団体があること、韓国などでも離婚後の子どもと親との関係に重点を置いた親教育や合意形成支援が民間機関との連携によって進められていること、アメリカでも夫婦の問題の対立、敵対から、子どもの福祉のための協力へという「大人中心から子ども中心へ」という潮流であること、各国で関係機関と民間団体の連携による地域に密着したワン・ストップ・サービス（集中的包括的な支援）を提供するファミリー・サポート・センターが運営されていることなどを紹介しました。

◆下夷氏は日本における過去30年間の養育費問題に関する議論や司法及び行政の施策の経緯を説明し、それにもかかわらず十分な制度の進展をみていないことを強調しました。諸外国の制度については、米国では義務者の所在探索制度、養育費算定方式の法定、給与天引きや税還付金の相殺などの強力な徴収、不払いに対する免許証やパスポートの制限などの制裁、義務者に対する就業支援、面会交流の推進などの公的な介入が強力に行われていること、オーストラリアでは共同監護を前提として養育費をとらえ、例えば面会交流の費用を養育費の中で考慮するといったモデルが実施されており、また税務行政との連携により金銭的な情報がしっかり把握される制度がこれを支えていること、スウェーデンでは国による養育費の立替え制度と父親からの取立てにより子どもの権利を国が保障していることなどについて紹介しました。

また、同氏は日本の行政の遅れには大人中心の考え方や、家族・離婚の問題に公権力が介入することを控えるという考え方があったのではないかと指摘し、強制力のある養育費確保制度の実現と当事者が自立的に問題解決できるための支援を同時に目指すべきではないかという方向性を示しました。

◆島崎氏は平成25年度に厚生労働省に設けられた「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」の委員として関わった立場から、同委員会の「中間報告」における養育費確保及び面会交流支援に関する内容を踏まえ、離婚時には短期間に多くの問題を処理しなければならず、また100人100様の個性があることから、養育費の確保支援については総合性、専門性、即時性を備えたファミリー・サポート・センターを各市町村に設置し、ここにひとり親家庭の相談支援機能を位置付けることを提案しました。

また、中間報告の養育費取決めの義務化に関する部分について触れ、当事者の意見も一様でなく、国民の意識や社会的背景も含めた慎重な検討が必要であると指摘、さらに、面会交流の支援については子どもの利益の確保という観点から養育費相談支援態勢と並行して法務省、最高裁、厚生省等の関係機関が連携を密にした施策を進めていくことが必要であると強調しました。

パネルディスカッション

8人のシンポジストの報告の後、棚村氏の司会によるパネルディスカッションが行われ、面会交流、養育費の順に各報

告者から補足説明や今後の方向性についての提言が行われました。

山口氏は面会交流援助に関わる民間機関が極めて限られているため、国が責任を持って援助体制や親教育プログラムを整備していくことへの期待を述べ、片山氏は別居中の面会交流援助の必要性と、子どもの心理を理解しそのニーズをサポートするための仕組みの必要性を指摘しました。

鶴岡は実現可能性のある制度として義務者の所在探索や財産開示の義務化を提案し、離婚後の親子関係の維持形成を行政のビジョンとし、司法、行政、民間がその機能を活かした連携協働する必要性について指摘しました。平田氏は、離婚する前に子どものことを考えてサポートする地域社会的における支援態勢の必要性や履行確保のバリエーションの整備の必要性を指摘しました。

若林氏は、国民の面会交流に関する意識や婚姻に対する意識が多様化していることに誠実に向き合い、子どもの最善の利益を守るという子どもの権利条約の理念に立った制度構築が求められていることを改めて強調しました。

棚村氏は、大人の対立を棚上げにして子どもに焦点を当て、親が子どものために果たすべき責任を考える海外の法制度の動向を踏まえて、深刻な事件等を予防するためにも司法、行政、民間の情報共有と連携が必要であると強調しました。

下夷氏は民法766条の規定を実質化するために、家庭裁判所のインフラの強化、実効性のある履行確保制度の整備、司法と行政の連携デザインの基礎となる実態調査、公的な算定表の作成、離婚届け時における合意書の提出制度と民間の支援態勢等具体的な提案をしました。

最後に島崎氏は、日本におけるワンストップ・サービス・センターの例として、東京都府中市の子ども家庭支援センター・母子生活支援センター「しらとり」の事業を紹介し、子どもの利益に関する社会的な意識の実態を踏まえた各省庁や関係機関の連携を改めて強調しました。（文責 鶴岡）

（以上の報告とパネルディスカッションの詳細は、いずれ養育費相談支援センターから刊行され、またホームページにアップされる予定です。）





—未婚で出生した子について—

結婚しないで、子を出産する母（未婚の母）は少なくありません。結婚して出産した子（正確には、結婚後200日以後又は離婚後300日以内に出産した場合）は夫婦の嫡出子となり、結婚しないで出産した子は母の非嫡出子となります。嫡出子と非嫡出子とは、どのような違いがあるのでしょうか。今回は非嫡出子の認知や養育費、面会交流の取決め方などの相談を受ける際に、気をつけたいことを紹介します。

嫡出子と非嫡出子の違い

●親子関係(法的権利義務関係)

非嫡出子は、認知がされないと、父が明確であっても、あるいは父と同居していても、父の不明な子として、法的親子関係は認められず、権利義務関係は発生しません。

なお、非嫡出子は、認知した父が母と婚姻した場合（あるいは父母婚姻後に父が認知した場合）は、嫡出子と同じ身分を取得します（これを準正といいます）。

●親権者

嫡出子の親権者は父と母ですが、非嫡出子は母が親権者になります。父が認知した場合、父母の協議で父に親権者を指定することができます。協議ができない場合は、家庭裁判所の調停や審判で決めることができます。

●相続分や戸籍上の続柄の取扱い

認知された非嫡出子は父の相続人になります。かつては、非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1でしたが、昨年9月にその規定は憲法違反という最高裁の判決が出され、差別は否定されました。また、戸籍の父母との続柄について、従来は嫡出子が長男、長女と記載されていたのに対し、非嫡出子は男、女となっていました。平成16年の法務省通達により嫡出子と同様に長男、長女という記載がされるようになりました。

認知の方法にはどのようなものがありますか（認知の種類）

●任意認知

父が、市区町村役場（戸籍係）に届け出をする方法です。

- ①未成年の子：いつでも父の一方的な意思でできます。
- ②成年の子：子の承諾が必要です。
- ③胎児認知：母の承諾が必要です。
- ④死亡した子の認知：子の直系卑属がいる場合にできますが、子の直系卑属が成人の場合はその承諾が必要です。
- ⑤遺言による認知：遺言によってできます。遺言の効力発生時に認知が発生します。

●強制認知

父が認知に応じない場合、子は裁判所に認知の調停、審判を求めることができます。調停で認知の合意ができ、その合意が真実であれば、合意に相当する審判が行われます。審判がされなかった場合は、認知を求める訴えを提起することができます。

父が死亡している場合も訴えを提起できますが、父の死亡後3年以内に限られます。

胎児認知は調停や裁判を求めることはできません。

認知の効力

認知がされると、子の出生のときに遡って法律上の親子関係が発生し、扶養や相続などの権利義務関係が生じます（認知の遡及効）。

認知を拒否することはできますか

父親と縁を切りたいため、認知を望まない場合があるとしても、認知は父の一方的行為で、母や本人の承諾を必要とする場合以外は、認知を拒否することができません。当然、認知の不受理申請ということもできません。

逆に、認知の請求権を放棄することもできません。認知請求をしないと約束したとしても認知請求ができることとなります。

認知を取り消したり、無効にしたりすることはできますか

認知が真実に合致する場合は、詐欺や脅迫によってなされたものでも取り消すことはできないとされています。必要とされる承諾がない場合や真実に合致しない場合については、認知取消や認知無効で争うことができると考えられています。

DNA鑑定とは何ですか

DNA（デオキシポリ核酸）を用いた鑑定のことで、最近では親子鑑定のほとんどに使われています。口内の粘膜組織を採取する方法が一般的で、幼い子などにも負担が少ない方法とされています。民間会社が鑑定を実施しており、裁判所でも民間会社に委託しています。費用は会社により異なりますが、数万円前後のようです。調停や審判等において親子関係の有無や確認のために実施されることが多いようです。

養育費、面会交流の取決めはどうなりますか

養育費や面会交流等子の監護に関して、その手続や取決めの方法、内容などについては、非嫡出子と嫡出子とで区別はありません。認知がなくても双方の協議で取り決めることはできますが、家庭裁判所の調停や審判を申し立てる場合は、認知して法的親子関係が成立していることが必要です。

戸籍の記載

嫡出子は父又は母が出生届け出をし、父母の氏を称します。これに対し、非嫡出子は母が出生届け出をし、母の戸籍に入籍され、母の氏を称します。認知により、戸籍には父の名が記されますが、父の戸籍に入籍するには家庭裁判所の「子の氏の変更」の許可が必要です。父に妻子があり、妻子の反対などがあると許可されない場合が多いようです。

日々
雑感

シリーズ

地域に密着した相談支援を……
母子自立支援員さんたちの取組み



祖谷のかずら橋

母子自立支援員 内田 裕子

徳島県三好市福祉事務所 子育て支援課

徳島県三好市は、平成18年3月に4町2村が合併し誕生した市で、四国のほぼ中央に位置し古くから交通の要衝として発展してきました。

また、中央部に流れる四国三郎吉野川おおぼけが小歩危こほけの渓流をつくりだし、祖谷のかずら橋は秘境の郷として、多くの観光客が訪れる自然豊かな地域でもあります。

そんな三好市子育て支援課で母子自立支援員となり早や8年が過ぎました。

合併前は徳島県の池田福祉事務所で同じ母子自立支援員として勤務し、母子寡婦福祉資金の貸付・償還業務を主に行っていましたが、今は窓口での相談業務へと大きく変わりました。

三好市においては、毎年、ひとり親家庭における相談件数が増えているにもかかわらず、養育費の相談はほとんどないのが現状です。

平成24年4月から民法が改正され、離婚の際の協議事項として「面会交流」と「養育費」が明示されたことで、ここ数年は養育費の取決めをしている人が増えてきてはいるものの、それでも児童扶養手当を受給している人の約1割にすぎません。

多くの方は、離婚成立時に養育費の話をしておらず、その理由には、離婚後に別れた相手と関わりを持ちたくないという思いが強いように思われます。

やっとの思いで別れた相手に養育費の話し合いを勧めることが、私には酷に思えてためらうことができました。

実際、支払能力や支払う意思がない相手に「養育費

の取決め」を求めること自体が無駄のように思い、養育費の話をすることに消極的であったように思います。

そんな中、平成20年度、21年度に四国地区（高知県・香川県）で全国母子自立支援員研修会と養育費相談支援に関する全国研修会が開催され、そこでの養育費に関する研修が私にとって大変よい勉強となり、その後も養育費に関する研修会に積極的に参加し勉強を重ねることで、私の考えも少しずつ変わってきました。

残念ながら今の日本では、離婚後に養育費を支払うことの意識が低く、養育費を支払うことや面会交流に対する認識が浸透していません。

まずは、離婚後も養育費の支払いや面会交流を行うことで親子の繋がりが保たれ、そのことで子どもの利益が守られるという考えを、日本の文化に根付かせていく必要があると思います。

離婚したばかりの時は、養育費について考える余裕がなかったひとり親家庭の人たちも、生活が落ち着けば、子どものために「面会交流」や「養育費」の取決めについて話し合おうと思う日が来るかもしれません。

そのためにも、相談時には養育費に関するパンフレットを渡し、支援者が養育費や面会交流の果たす役割について話をしておくことは、とても大切なことだと思います。

その時は、気にも留めなかった小さな種でも、種は蒔いてさえいれば、いつか花を咲かせるかもしれません。今後は、その小さな種が風に乗れ、別れて暮らす親の元にも届くといいなと祈りつつ・・・今日も一日頑張ります！



執務室には吉野川の清流のようなすがすがしさとおおらかさがあふれていました。



内田さんの温かく柔らかい対応に、相談者の方も安心して話をしておられる様子が伺えました。

◎「ひとり親家庭への支援施策の在り方に対する専門委員会」の「中間まとめ」が公表されました。

平成25年 8月23日、厚生労働省の社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」(委員長 小杉礼子労働政策研究・研修機構特任フェロー)の「中間まとめ」が公表されました。厚生労働省はこの中間まとめを受けて今後ひとり親家庭への支援施策に反映させていく方針です。ここでは養育費確保支援と面会交流に関する部分をご紹介します。

- 養育費の確保については、養育費の取決めや確保が適切になされるように、離婚する前からの意識付けが重要であり、離婚当事者を含む関係者に対する周知啓発が必要である。また、例えば、離婚に関する相談や届出の際に養育費相談につなぐなど、様々な相談や行政との接点の機会等を捉えて養育費の取決めや確保のための支援や制度を紹介し、利用を促すなど、養育費の確保に消極的なひとり親も含め養育費の確保を促す支援についても、関係機関や民間団体と協力して行うことを検討する必要がある。
- 母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターなど、地域において養育費相談が受けられるようにすることが必要であり、このためには地域で養育費相談に携わる相談員の資質の向上が不可欠である。このため、養育費相談支援センター事業(国の委託事業)で行っている相談員への研修事業等の活用を促すことが必要である。
- なお、養育費の取決めや支払いを義務づけることを検討すべきではないかとの意見もあったが、民法の協議離婚制度の根幹に関わる問題であるため慎重に検討すべき課題であるとの意見もあった。
- 面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいこと、他方で、児童虐待やDV等により面会交流が適切でない場合もあることなど、面会交流に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識した上で、取決め・実

施が適切になされるよう、更なる周知啓発について関係機関や民間団体と協力して行うことが必要である。

- また、面会交流支援の充実を検討するに当たっては、面会交流支援には、子どもと両親との三者の心のケアや、児童虐待やDVの問題への対応など養育費相談とは異なる独自の専門性が必要であることから、関係機関との責任や役割分担を明確にすることについて検討する必要がある。

(ひとり親家庭への支援施策の在り方について(中間まとめ)は厚生労働省のホームページで見ることができます。)

◎養育費、面会交流の相談力のアップへ相談支援センターを積極的に活用しましょう!

養育費相談支援センターは母子家庭等就業・自立支援センターの相談員や母子自立支援員の方のための相談力のスキルアップをお手伝いするために設置された国の機関です。相談者からの相談の途中でも構いません。相談内容や対応方法など、何でもいつでもご連絡なくお電話ください。相談員一同お待ちしております。

◎「養育支援制度研究会」が発足しました

「養育支援制度研究会」は養育費や面会交流を中心とした親の離婚に直面した子どもたちの福祉を守るための諸制度の在り方を調査研究するための研究会として平成25年6月に子どもの問題に取り組む団体のメンバー、研究者、弁護士、元裁判官、行政の責任者ら有志が集まって立ち上げた研究会です(座長若林昌子家庭問題情報センター理事長)。研究会は平成26年1月25日(土)に早稲田大学でシンポジウム「家族への支援を考えるー面会交流と養育費ー今自治体に何ができるか」を開催しました。詳しくは同研究会のHPをご覧ください。
<http://youkushenseido.muse.weblife.me/syuisyo.html>

編集後記

- ★ 今回の巻頭言は、公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)の情報紙「ふぁみりお」の主筆として「平成家族考」を書き続けてこられた原口幹雄専務理事に寄稿いただきました。親が離婚した子どもたちが不安や悲しみを乗り越えて成長するために欠かせない「からだの糧」と「心の糧」の大切さを親ごさんたちに伝えていくことが相談支援の基本だと再確認しました。(鶴)
- ★ 1月18日、シンポジウム「子どもたちの未来を育てよう」は早稲田大学法学学術院のご厚意で国際会議も開かれる小野記念講堂をお借りして開催することができました。終了後の懇親会は裏方のスタッフも入れていただいてH先生、T先生、W先生が若き日バレーボールの選手だったことなど思わぬ方向で盛り上がってしまいました。もちろん、今後の展望など「まじめ」なお話を中心だったのですが(ーー)!!(えび)
- ★ 「そこが知りたかった」も11回目となるとテーマを探すのに四苦八苦です。「そこ」ってどこよ、「そこ」が抜けてるのよ、などとスタッフ全員で、いま相談員さんたちが知りたいことを話し合っているうちに若い未婚の母からの相談が少なくないということになって認知問題を取り上げることになりました。読者のみなさん、次の「そこ」は「どこ」にしましょう?(石)
- ★ 徳島から特急剣山3号で1時間11分、錦秋の阿波池田駅に着いたら内田さんがニコニコして迎えてくださいました。子育て支援課は男性一人、女性は課長ほか4人の和気藹々とした明るい事務室でした。ところでみなさん「あわおどり」っておいしいんですよ。知ってました?(高)

養育費相談支援センター(厚生労働省委託事業)

(公益社団法人 家庭問題情報センター)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階 TEL 03(3980)4108 FAX 03(6411)0854

☐ メールアドレス info@youikuhi.or.jp